



発行 新潟県

第3号

平成30年1月12日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 13 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 14 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)
- 15 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 16 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 17 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 18 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 19 地域森林計画の公表(治山課)
- 20 地域森林計画の変更の公表(治山課)
- 21 保安林の指定解除予定(治山課)
- 22 国土調査の成果認証(農村環境課)
- 23 道路の区域変更(道路管理課)
- 24 道路の供用開始(道路管理課)
- 25 道路の供用開始(道路管理課)
- 26 道路の供用開始(道路管理課)
- 27 道路の区域変更(道路管理課)
- 28 道路の供用開始(道路管理課)
- 29 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 30 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 31 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 32 直江津港放置艇禁止区域の指定(港湾整備課)

公 告

- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村の意見(商業・地場産業振興課)
- 一般競争入札の実施(財務課)

病院局公告

- プロポーザル競技の実施(病院局総務課)
- プロポーザル競技の実施(病院局総務課)

告 示

◎新潟県告示第13号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年 1月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
通所介護	リハステーションみどりおか	新潟県阿賀野市緑岡3番地15	株式会社リハステーションみどりおか	平成30年 1月 1日

◎新潟県告示第14号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成30年 1月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
介護センターあゆみ	新潟県阿賀野市福永2027番地	奥越部品株式会社	介護予防通所介護	平成29年11月29日	平成29年12月31日
与板デイサービスおせん	新潟県長岡市与板町与板乙2439番地6	株式会社塚田薬局	介護予防通所介護	平成29年10月17日	平成29年12月29日
介護用品の桜寿	新潟県柏崎市日石町1番12号	株式会社さくら介護サービス	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	平成29年11月27日	平成29年12月31日
介護用品の桜寿	新潟県柏崎市日石町1番12号	株式会社さくら介護サービス	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	平成29年11月27日	平成29年12月31日

◎新潟県告示第15号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成30年 1月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
クスリのアオキ藤巻薬局	上越市藤巻5番8号	育成医療・更生医療	平成30年 1月 1日
両津薬局	佐渡市浜田179-3	育成医療・更生医療	平成30年 1月 1日
あんず調剤薬局	魚沼市井口新田321番地6	育成医療・更生医療	平成30年 1月 1日
なのはな調剤薬局	南魚沼市浦佐4135番地4	育成医療・更生医療	平成30年 1月 1日
やまと調剤薬局	南魚沼市浦佐5278番地24	育成医療・更生医療	平成30年 1月 1日

六日町調剤薬局 二日町店	南魚沼市二日町212番地8	育成医療・更生医療	平成30年1月1日
たんぼぼ薬局	南魚沼市泉甲201番地7	育成医療・更生医療	平成30年1月1日

◎新潟県告示第16号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

平成30年1月12日

新潟県知事 米山 隆一

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
クオール薬局 おもて町店	長岡市表町4-2-1	育成医療・更生医療	平成30年1月1日
ドラッグトップス古正寺薬局	長岡市古正寺町20番地1	育成医療・更生医療	平成30年1月1日
医療法人社団 真仁会 北日本訪問看護ステーション	五泉市太田440番地1	育成医療・更生医療	平成30年1月1日

◎新潟県告示第17号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成30年1月12日

新潟県知事 米山 隆一

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
両津薬局	佐渡市浜田179-3	精神通院医療	平成30年1月1日
六日町調剤薬局二日町店	南魚沼市二日町212番地8	精神通院医療	平成30年1月1日
やまと調剤薬局	南魚沼市浦佐5278番地24	精神通院医療	平成30年1月1日
なのはな調剤薬局	南魚沼市浦佐4135番地4	精神通院医療	平成30年1月1日
たんぼぼ薬局	南魚沼市泉甲201-7	精神通院医療	平成30年1月1日
あんず調剤薬局	魚沼市井口新田321番地6	精神通院医療	平成30年1月1日

◎新潟県告示第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

平成30年1月12日

新潟県知事 米山 隆一

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
中央調剤薬局藤野店	上越市藤野新田1325	精神通院医療	平成30年1月1日
りんりん薬局	三条市東本成寺21-32	精神通院医療	平成30年1月1日

◎新潟県告示第19号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、中越森林計画区の地域森林計画を定めた。

平成30年1月12日

新潟県知事 米山 隆一

◎新潟県告示第20号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、下越、上越及び佐渡森林計画区の地域森林計画を変更した。

平成30年1月12日

新潟県知事 米山 隆一

◎新潟県告示第21号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成30年1月12日

新潟県南魚沼地域振興局長

1 解除予定保安林の所在場所

新潟県魚沼市四日町字杉山1697の1、1702の1、1702の2（次の図に示す部分に限る。）、1702の4

2 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県南魚沼地域振興局農林振興部及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第22号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成30年1月12日

新潟県知事 米山 隆一

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
刈羽村	刈羽村の地籍図及び地籍簿 大字西元寺、滝谷、滝谷新田、入和田、十日市の各一部
刈羽村	刈羽村の地籍図及び地籍簿 大字刈羽の一部
魚沼市	魚沼市の地籍図及び地籍簿 芋鞘、穴沢、田小屋の各一部
関川村	関川村の地籍図及び地籍簿 大字小和田、若山の各一部
田上町	田上町の地籍図及び地籍簿 大字保明新田の一部

- 2 認証年月日
平成29年12月27日

◎新潟県告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年1月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 坂町停車場金屋線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
村上市大津字蓮池484番4から	新	6.3～25.3メートル	408.1メートル
同市大津字諏訪木1213番2まで	旧	6.3～7.9メートル	391.6メートル

◎新潟県告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年1月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 坂町停車場金屋線
- 2 供用開始の区間
村上市大津字蓮池484番4から同市大津字諏訪木1213番2まで
- 3 供用開始の期日 平成30年1月15日

◎新潟県告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年1月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 上小沢上越妙高停車場線
- 2 供用開始の区間
上越市大和二丁目611番2から同市大和二丁目182番3まで
- 3 供用開始の期日 平成30年1月12日

◎新潟県告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年1月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 後谷黒田上越妙高停車場線
- 2 供用開始の区間
上越市大和二丁目628番14から同市大和二丁目622番1まで

3 供用開始の期日 平成30年 1月12日

◎新潟県告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年 1月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越脇野田新井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大和二丁目611番2から	新	14.0～30.0メートル	403.6メートル
同市大和一丁目561番2まで	旧	9.6～27.4メートル	402.5メートル

◎新潟県告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年 1月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 上越脇野田新井線
- 2 供用開始の区間
上越市大和二丁目611番2から同市大和一丁目561番2まで
- 3 供用開始の期日 平成30年 1月12日

◎新潟県告示第29号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年 1月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 変更に係わる都市計画の種類
三条都市計画用途地域（三条市決定）
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第30号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年 1月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 変更に係わる都市計画の種類
三条都市計画準防火地域（三条市決定）
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第31号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年1月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 三条都市計画駐車場（三条市決定）
名称 1号 昭栄自転車駐車場
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第32号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定により、直江津港において放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等の行為を禁止する物件を次のとおり指定し、平成30年4月1日から適用する。

なお、その関係図面は新潟県交通政策局港湾整備課及び上越地域振興局直江津港湾事務所に備え置く。

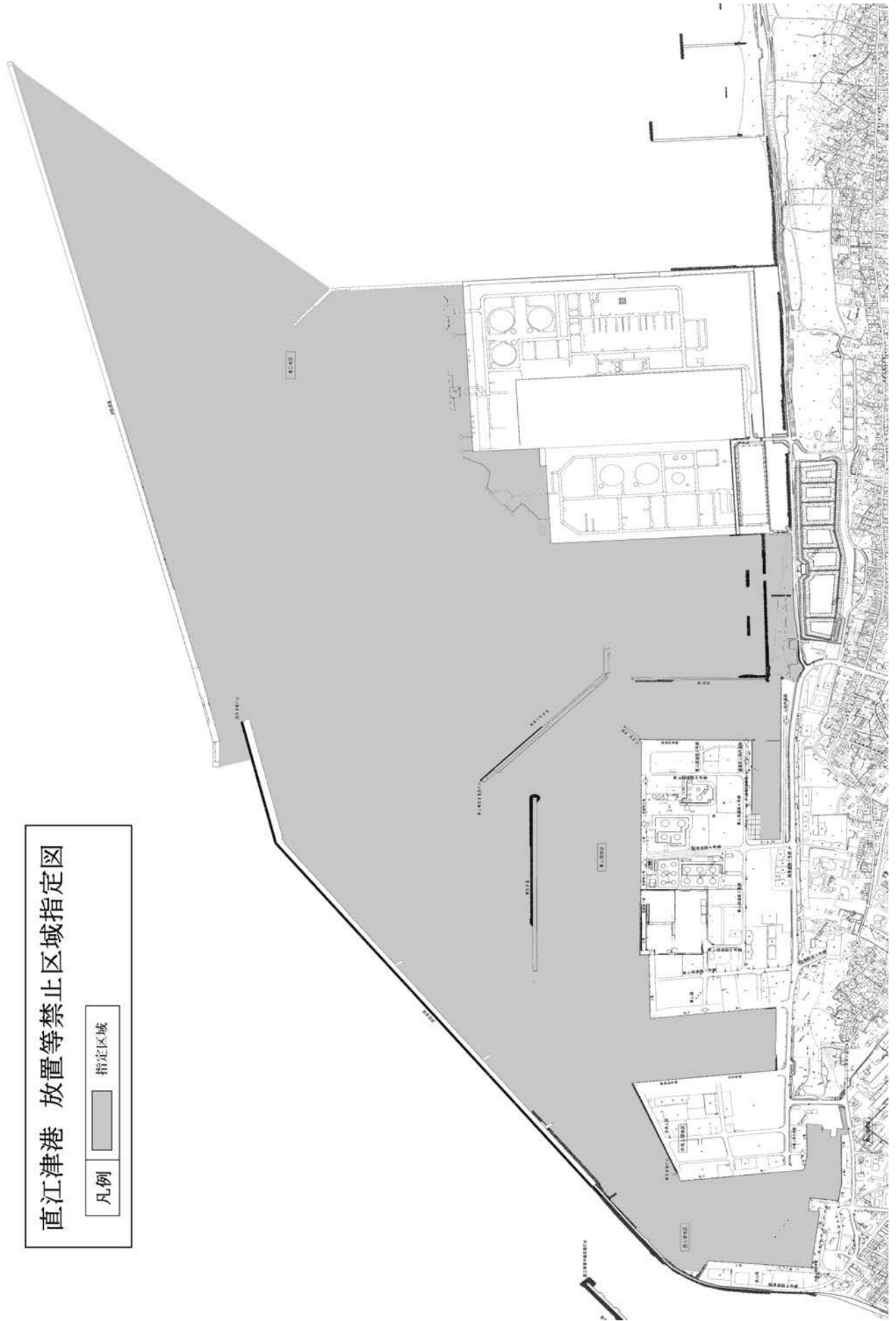
平成30年1月12日

直江津港港湾管理者

新 潟 県

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 放置等禁止区域
別紙図面に示す県有地、国有海浜地及び水域
- 2 放置等の行為禁止物件
船舶、車両及びその部品



公 告

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年1月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 オリオンビル

所在地 柏崎市駅前2丁目3-7

設置者 株式会社丸大 他1者

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

ア（変更前）株式会社丸大 代表取締役 戸井 和久

（変更後）株式会社丸大 代表取締役 亀井 淳

イ（変更前）株式会社丸大 代表取締役 亀井 淳

（変更後）株式会社丸大 代表取締役 竹田 利明

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

ア（変更前）株式会社丸大 代表取締役 戸井 和久

（変更後）株式会社丸大 代表取締役 亀井 淳

イ（変更前）株式会社丸大 代表取締役 亀井 淳

（変更後）株式会社丸大 代表取締役 竹田 利明

ウ（変更前）株式会社石川薬局 代表取締役 石川 和郎

（変更後）株式会社石川薬局 代表取締役 石川 真理子

エ（変更前）フジパンストアー株式会社 代表取締役 亀山 洋

（変更後）フジパンストアー株式会社 代表取締役 廣村 昌弘

3 変更年月日

(1) ア 平成28年3月1日

イ 平成29年3月1日

(2) ア 平成28年3月1日

イ 平成29年3月1日

ウ 平成18年4月1日

エ 平成26年7月16日

4 変更の理由

大規模小売店舗の建物設置者の代表者及び小売業者の代表者の変更があったため。

5 届出年月日

平成29年9月22日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

（なお、柏崎市産業振興部商業観光課でも閲覧ができます。）

7 縦覧期間

平成30年1月12日から平成30年5月12日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年 1月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 お宝中古市場上越店
所在地 上越市西城町2丁目字新中殿48-7外
設置者 株式会社原信

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗の名称及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所並びに代表者の氏名の変更）に関する届出

公告日 平成29年 9月 1日

3 意見の概要**(1) 上越市からの意見の概要**

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成30年 1月12日から平成30年 2月12日まで

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、水銀含有製品産業廃棄物処分業務について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年 1月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 入札に付する事項**(1) 案件の名称**

水銀含有製品産業廃棄物処分業務

(2) 案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期限

平成30年 3月26日（月）

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 平成30年 1月12日（金）から平成30年 1月19日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁行政庁舎15階

新潟県教育庁財務課財務管理係

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成30年 2月 6日（火）午前11時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁行政庁舎16階入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立をされた者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立をされた者

(3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(5) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（平成30年1月12日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り。）を提出した者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加申請書等を作成し、提出しなければならない。

なお、契約担当者（新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第35条第1項に定める契約担当者をいう。）から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

この場合において、以下により競争入札参加申請書等を提出しなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成30年1月29日（月） 午前9時から午後5時15分まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁行政庁舎15階
新潟県教育庁財務課財務管理係

ウ 提出方法 本人（法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成30年2月1日（木） 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5に定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。）をもって3(1)に定める日の前日（新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。）の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額（1に掲げる水銀含有製品産業廃棄物処分料をいう。）に108分の100を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）。以下同じ。）に100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額を入札書に記載すること。その他は入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他は入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び入札参加申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 財務規則第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額（1に掲げる水銀含有製品産業廃棄物処分業務に係るものをいう。）の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 暴力団等の排除

ア 暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

(2) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(3) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（名義に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ その他詳細は、入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び委託契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

病院局公告

新潟県立新発田病院臨床検査機器等の構築業務に係るプロポーザル競技の実施について（公告）

新潟県立新発田病院臨床検査機器等の構築業務について、次のとおり提案書の提出を招請する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

平成30年 1月12日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

1 業務概要

(1) 業務名

新潟県立新発田病院臨床検査機器等の構築業務

(2) 実施場所

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院

(3) 提案を求める業務内容

新潟県立新発田病院の臨床検査機器等について、プロポーザル方式に基づく新潟県立新発田病院臨床検査機器等の構築に係る共同提案者選定実施要項（以下、「実施要項」という。）に定める検査システムと検査機器リース、試薬納入及び外注検査委託の各々を担当する業者（以下、「共同提案者」という。）が共同で最適なシステム等を構築し、新潟県立新発田病院検査科の収支改善、業務の効率化・省力化を図るシステム等の提供を行うこと。

(4) その他

詳細は実施要項及び仕様書のとおり。

2 本プロポーザルへの参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 検査システム及び機器リースに係る共同提案者については、新潟県物品入札参加資格者名簿に登録されている者であること。外注検査受託に係る共同提案者については、過去5年間に新潟県立病院から検査を受託した実績があること。

(3) 本プロポーザルに係る参加表明書を提出した日から提案書提出までの間において、新潟県知事から指名停止を受けた者（指名停止の期間の一部が重なる場合を含む。）でないこと。

(4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

3 提案者を選定するための基準

前記2に定めるとおり。

4 提案者を特定するための基準

前記1(3)の業務ごとに機能、体制、費用見積、その他効率化・省力化に係る取組等を評価する。

なお、詳細は実施要項に定めるとおり。

5 手続き等

(1) 担当部局

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院 経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2517

(2) 参加表明書等の様式及び実施要項等の交付期間、交付場所及び交付方法

ア 交付期間

平成30年1月12日（金）から平成30年1月19日（金）まで

ただし、新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に掲げる日を除く各日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

イ 交付場所

前記5(1)に同じ。

ウ 交付方法

交付場所で直接交付する。（郵送による交付は行わない。）

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

本プロポーザルに参加し提案書を提出しようとする者は、実施要項に定めるところにより、必要資料を添付した参加表明書を提出して、参加表明を行わなければならない。

ア 提出期限

平成30年1月26日（金）午後5時まで

イ 提出場所

前記5(1)に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(4) 提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

平成30年2月21日（水）午後5時まで

イ 提出場所

前記5(1)に同じ。

ウ 提出方法

持参すること。

6 審査及び結果の通知

(1) 審査

新潟県立新発田病院臨床検査機器システム等の構築に係る共同提案者選定プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)が、提出された書類及びヒアリング結果に基づき審査を行い、優れた提案を行った者を特定する。

(2) 失格

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本公告及び実施要項に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、また書類に虚偽の記載をし、提出した者

(3) 結果の通知

審査結果は、参加表明を行った全ての者に書面で通知する。

7 審査委員会

審査委員会の委員は、以下のとおり。

田中 典生	新潟県立新発田病院診療部長
渡邊 雅史	新潟県立新発田病院臨床検査科長
石川 直子	新潟県立新発田病院臨床検査技師長
宇佐見 公一	新潟県立吉田病院臨床検査技師長
高橋 稔	新潟県立新発田病院事務長

8 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 新潟県立新発田病院長は、最も優れた提案者と前記1(3)に定める各業務に関する契約締結交渉を行う。

この際、契約交渉は本プロポーザルにおける見積額を上限に共同提案者と個々に行うこととする。

なお、該当共同提案者が地方自治法施行令第167条の4の規定に該当することとなった場合、会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされた場合及び民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされた場合には、契約の締結を行わない場合がある。この場合は、次点の者と契約締結の交渉を行う。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 関連情報を入手するための照会窓口

前記5(1)に同じ。

(6) 調達手続きの停止

平成30年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて、停止の措置を行うことがある。

(7) 提案書に関するヒアリングを行う。

(8) 詳細は実施要項のとおりとする。

9 Summary

(1) Subject matter of Proposal:

Clinical Chemistry Automatic Assay System for Niigata Prefectural Shibata Hospital

(2) Deadline for Application

January 26, 2018 5:00PM

(3) Deadline for Proposal Submission

February 21, 2018 5:00PM

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Department of Administration, Niigata Prefectural Shibata Hospital

Address: 1-2-8 Hon-cho, Shibata-City, Niigata

〒957-8588 JAPAN

TEL 0254-22-3121 Ext. 2517

新潟県立中央病院院内保育施設運営業務委託に係るプロポーザル競技の実施について（公告）

新潟県立中央病院院内保育施設運営業務委託について、次のとおり提案書の提出を招請する。

平成30年1月12日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 業務の概要

(1) 業務名

新潟県立中央病院院内保育施設運営業務委託

(2) 業務内容

新潟県立中央病院職員の乳幼児を対象とする保育所の運営業務全般（詳細は募集要領及び仕様書に定める。）

(3) 運営委託期間

平成30年10月1日から平成33年9月30日

次年度以降において、予算の減額、削除があった場合、契約の変更または解除があり得るものとする。

2 参加表明及び提案者に求められる資格

以下の条件を全て満たす法人とする。

(1) 認可保育施設又は認可外保育施設の運営（業務委託契約による運営を含む。）実績が3年以上であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者

ウ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

3 提案者を選定するための基準

上記2に定めるとおりとする。

4 提案内容

提案内容は下記のとおりとし、提案書の様式、提案内容及び評価基準の詳細は募集要領に定める。

(1) 会社概要及び運営実績

(2) 業務提案等

(3) 委託見積書

5 手続等

(1) 事務局

〒943-0192 新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院庶務課庶務係

電話番号 025-522-7711（代表）

(2) 実施要領、提出書類の様式の交付

ア 交付期間 平成30年1月12日（金）から平成30年1月23日（火）

土・日・祝日を除く、各日午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 上記(1)に同じ

ウ 交付方法 交付場所において直接交付する（郵送による交付は行わない。）

また、新潟県立中央病院のホームページからもダウンロードすることができる。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出期限 平成30年1月23日（火）午後5時まで（郵送の場合は当日必着）

イ 提出先 上記(1)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること

(4) 提案書の提出

ア 提出期限 平成30年3月2日（金）午後5時まで（郵送の場合は当日必着）

イ 提出先 上記(1)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること

6 審査及び結果の通知

(1) 審査

業者の選定は新潟県立中央病院院内保育施設運営委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、提出された書類及びヒアリング等の結果に基づき審査を行い、最も優れた提案を行った者及び次点者を特定する。

(2) ヒアリングの実施

選定委員会は、提出された提案書の内容について、提案者に対して面接ヒアリングを実施する。ヒアリングの日時、場所等については、別途通知する。

(3) 失格

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本件プロポーザル募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 提出書類に虚偽を記載して提出した者

ウ 提案書の提出期限に遅れた者

エ ヒアリングの時間に遅れた者

(4) 審査結果の通知

各提案者に文書をもって通知する。

7 契約の締結

(1) 選定委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行う。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4のいずれかに該当することとなった場合は、契約の締結を行わないことがある。

(2) 契約内容は、仕様書及び提案書に基づいて決定する。ただし、仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。

(3) 最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、選定委員会の審査により次点となった者と契約協議及び契約締結を行うことがある。

(4) 契約金額については、予算の範囲内で業務量等を勘案のうえ、年度ごとに交渉し決定する。

8 その他

(1) 手続において仕様する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

上記5(1)に同じ

(3) その他詳細は募集要領のとおりとする。